

決 定 書

異議申出人

(住所) 西尾市

(氏名) 平山 良平

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年6月26日付けで提起された同年6月15日執行の西尾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、西尾市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

1 趣旨

申出人は、本件選挙における当選人細井麻友美（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）では、市町村の議会の議員の被選挙権は、引き続き3か月以上その自治体の区域内に住所を有することが必要とされているが、当選人は西尾市内での生活実態、居住期間を満たしていないので、本件選挙の被選挙権を有しておらず、当選人とはなり得ない。

決定の理由

当委員会は、申出人から提出された異議申出書は、要件を満たしていることから、本件異議申出を受理した。

審理にあたっては関係法令に従い、申出人が提出した証拠物、当選人への質問、口頭意見陳述、当選人から提出された証拠物及び関係者の証人尋問による証言等

に基づき慎重に行った。

1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

したがって、当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、法第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件である法第9条第2項に規定する「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き3箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日（令和7年6月15日）を基準として算定される。すなわち、令和7年3月15日から令和7年6月15日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き西尾市内に住所を有することが必要となる。なお、「3箇月」の期間計算については、民法（明治29年法律第89号）による。

「住所」とは、民法第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（昭和35年3月22日最高裁判決）べきであり、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成9年8月25日最高裁判決）べきものとされる。また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和3年12月23日東京高裁判決）とされる。

以上のことから、「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があるものと判断することができる。しかし、現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人と家族の状況、当選人の意見陳述及び提出資料並びに証人尋問による証言をもとに、本件期間における現に起臥しているところについて判断することとした。

2 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 西尾市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和7年3月3日を転入日として、愛知県安城市（以下「前住所地」という。）から、愛知県西尾市（以下「現住所地」という。）に単身

で転入した旨、翌日の令和7年3月4日に転入届を提出している。

(2) 現住所地に係る賃貸借契約

当選人は、令和7年3月7日に、当選人を借主として、住宅の賃貸借契約を結んでいる。契約期間は「令和7年3月7日から令和9年3月6日まで」である。

(3) 現住所地の物件情報

賃貸契約書の記載及び現地を確認したところ、4階建集合住宅で、間取りは1Kで、入居者は当選人1名であり、浴室、水洗トイレ、洗面台、台所（1口コンロ）、エアコン及びガス給湯器の設備が備え付けられている。

(4) 任意の居住実態調査

当委員会は、異議申出書が提出された令和7年6月26日に、事務局の職員をして当選人に対し、現住所地における居住実態調査を任意で依頼し、同日に実施した。居室には、布団（2セット）、化粧台、姿見鏡、観葉植物、テレビ、テレビ台、ソファ、テーブル、電子レンジ、カーテンがあり、居室の一角に空きビン・空き缶類がまとめられていた。

(5) 現住所地での水道・電気・ガスの使用状況

当選人から、水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は、以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は、当選人となっている。

ア 水道使用量

使用期間	使用量
令和7年3月7日～4月1日	6 m ³
令和7年4月1日～6月1日	17 m ³
令和7年6月1日～8月1日	13 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量
令和7年3月7日～3月24日	72 kWh
令和7年3月25日～4月21日	117 kWh
令和7年4月22日～5月22日	80 kWh
令和7年5月23日～6月22日	85 kWh

ウ ガス使用量

使用期間	使用量
令和7年3月7日～4月1日	5.7 m ³
令和7年4月1日～5月1日	8.1 m ³
令和7年5月1日～6月1日	7.7 m ³
令和7年6月1日～7月1日	4.8 m ³

(6) 運転免許証の住所変更

提出された当選人の運転免許証は、令和7年3月6日付けで現住所地への住所変更がなされている。

(7) 国民健康保険被保険証（資格確認書）の住所変更

提出された当選人の資格確認書の交付日は、令和7年3月4日であった。

(8) 銀行、インターネットサービス、クレジットカード等の住所変更

銀行、インターネットサービス、クレジットカード等における住所変更については、行っていなかった。

(9) 現住所地への郵便物の状況

ガス事業者が当選人宛に発送したガス使用料金に関する郵便物が、現住所地に届いている。

(10) 前住所地の家屋の名義

前住所地の自宅建物は、一戸建てであり、家屋の登記簿上の所有者は、当選人及び当選人の元配偶者の共有名義、土地の登記簿上の所有者は、当選人の母の名義となっている。

(11) 前住所地での水道・電気・ガスの使用状況

本件期間における前住所地での水道・電気・ガスの使用及び同時期の前年の水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の提出を求めたところ、当選人から提出があった。その内容については、以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は、当選人となっている。ただし、一部の期間については、電力会社を切り替えた等の理由で提出されず、確認できなかった。

ア 水道使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和6年2月1日～4月5日	4 0 m ³	令和7年2月1日～4月4日	4 1 m ³
令和6年4月5日～6月4日	3 9 m ³	令和7年4月4日～6月2日	3 1 m ³
令和6年6月4日～8月5日	3 3 m ³	令和7年6月2日～8月6日	3 3 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和6年3月分	不明	令和7年3月分	5 3 1 k W h
令和6年4月分	不明	令和7年4月分	5 0 1 k W h
令和6年5月分	不明	令和7年5月分	4 9 8 k W h
令和6年6月分	6 4 3 k W h	令和7年6月分	8 3 2 k W h

※令和6年6月分は口頭での聞き取り

ウ ガス使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和6年3月分	0. 8 m ³	令和7年3月分	0. 6 m ³
令和6年4月分	0. 6 m ³	令和7年4月分	0. 4 m ³
令和6年5月分	0. 8 m ³	令和7年5月分	0. 3 m ³
令和6年6月分	0. 9 m ³	令和7年6月分	0. 3 m ³

(12) 日用品等の購入に係る領収書

当選人から、令和7年3月7日から6月8日までの期間に係る合計39枚の領収書が提出された。39枚中25枚は、西尾市内にある店舗のものであり、残りの14枚は、安城市内が12枚、刈谷市内が1枚、幸田町内が1枚であった。

3 当選人の意見陳述及び提出書類による当選人の主張の要旨

当選人の意見陳述及び提出書類によれば、本件期間中における当選人の生活状況は、以下のとおりである。

(1) 令和7年2月頃の状況

当選人は、平成26年12月に元配偶者と離婚し、以後、長男、二男、長女を育てるため、シングルマザーとして働きながら生計を立てていた。

令和7年2月当時、当選人は、前住所地に子らと暮らしており、ピアノ調律師、移動スーパー事業運営、衆議院議員事務所スタッフとして働いていた。子らの監護については、当選人の両親や姉、友人が協力をしていた。

(2) 本件選挙に立候補した理由

当選人は、令和7年2月当時、西尾市内にて子ども食堂を開催する等のボランティア活動を通じて西尾市民のために活動する機会が増えたことから、西尾市に拠点を移して市議会議員になることを勧められたため、令和7年2月後半に、西尾市に引っ越して、本件選挙に立候補することを決めた。

(3) 引越しの状況

当選人は、令和7年2月下旬から西尾市内の物件を探し始め、令和7年3月7日に現住所地のアパートに入居した。

令和7年3月7日に布団、ソファ、テーブル、電子レンジ、電気ポットを、同年3月13日にはテレビ台、ドレッサー、クッション、布団（追加分）を実家から家族と現住所地に運び、同日に安城市のリサイクルショップで冷蔵庫とテレビを購入した。同日で家財の運び込みはほとんど終了した。

(4) 世帯状況等

現住所地には当選人が一人で暮らしている。また、前住所地には長男、二男、長女が三人で暮らしている。そして、前住所地の近くに実家があり、実家には当選人の両親と姉が暮らしている。

(5) 子らの世話

家族の理解を得て、シングルマザーとして仕事をしており、子らは両親に面倒を主に見てもらい、姉、友人にも協力してもらう生活が普通という家庭環境であった。本件期間中も、子らの世話は、当選人の両親が協力してくれたほか、当選人の姉や知人も子らの世話に協力してくれていた。

(6) 就労状況

本件期間中の職業は、令和7年3月17日に衆議院議員事務所のアルバイトを退職し、ピアノの調律師のほか、現在に至るまで移動スーパーを営んでいる。

(7) 前住所地への宿泊

当選人は、令和7年3月7日から6月15日までの間、毎週火曜日に前住所地に宿泊していた。移動スーパー事業の倉庫として前住所地の閉鎖した店舗を利用しているため、移動スーパーに使用する車両に積んでいる冷蔵庫の電源は外部電源がある場所でなければ準備ができないこと、また、仕入れの販路が西尾市で開拓できず、安城市内で仕入れを行うことがその理由である。

上述の日以外で、現住所地に宿泊しなかったのは、令和7年3月7日、4月6日、5月15日の3日間であるが、朝早い時間から仕事や用事が安城市であったこと、子どもの入学式がその理由である。

(8) 光熱水費に関連する生活行動

本件期間中の当選人の生活状況としては、おおむね、現住所地にて、朝5時30分頃起床、6時30分頃に現住所地を出発し、八ツ面地区で政治活動や移動スーパーの仕事をして、他に打ち合わせや政治活動が無いときは17時ごろ前住所地に向かい、洗濯、掃除、長女の習い事の送り迎えを済ませたあと、22時頃に現住所地に帰る。その後入浴と晩酌をし、24時に就寝するというものであった。

現住所地の水道・電気・ガスの使用量が少ないのは、上述のとおり、滞在時間が少なかったことが主な理由である。

洗濯機は、現住所地にはなく、前住所地で子らの洗濯物とまとめて洗濯をしているが、コインランドリーを使用する時もある。

入浴は、湯舟には浸からず、シャワーのみである。

現住所地では、自炊はせず、外食などで済ませることがほとんどである。

(9) 町内会への加入

家賃に町内会費が含まれているため、町内会には加入している。

(10) 銀行、インターネットサービス、クレジットカード等の住所変更

銀行、インターネットサービス、クレジットカード等の住所変更をしていないが、銀行については、手続きをしに行ったものの所要時間が長く、断念したためである。また、郵便局の転送サービスを利用しているから、変更はしていない。

4 その他

(1) 当選人の両親の証言について

前住所地における当選人の子らの生活状況等について、当選人の両親に証人尋問を行った。当選人の両親の証言によれば、本件期間中の子らの生活状況は、以下のとおりである。

当選人の長男と二男は、朝に前住所地を出てから、当選人の両親の自宅に向かい、朝食を食べて、当選人の母が作ってくれた弁当を持って、出勤・通学する。長女は、前住所地でパンなどを食べてから学校へ登校する。

長男と二男は、当選人の両親の自宅に帰宅し、夕飯を食べてから、前住所地に帰宅する。

当選人の両親が子らの面倒を見ることができないときは、当選人の姉が子らの面倒を見てくれる。

また、当選人は、本件期間中、毎週火曜日、前住所地に宿泊している、とのことだった。

(2) 現住所地近隣住人の目撃証言について

現住所地の近隣住人に対して、本件期間中の居住実態について聴き取りを行ったところ、正確な時期はわからないが令和7年4月頃から当選人を見かける、時間帯については、朝も昼も夜も見かけた、その他、よくアパートに車が停まっているのを見かける、挨拶も交わした、という証言が得られた。

(3) 前住所地近隣住人の目撃証言について

前住所地の近隣住人に対して、本件期間中の居住実態について聴き取りを行ったところ、あまり意識をしていないためよくわからないという証言もあったが、ここ数か月は当選人らしい人は見かけない、という証言が得られた。

5 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

- (1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。必要最低限の行為とは、例えば睡眠、食事、入浴といったものがある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

そこで当選人が現住所地において、本件期間、上記のような日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

ア 水道の使用量について

水道の使用量は、令和7年3月7日から4月1日までが6 m³、4月1日から6月1日までが17 m³、6月1日から8月1日までが13 m³であり、一人世帯の1か月あたり平均使用量8.1 m³（東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」）よりも少ない期間がある。

しかし、選挙の立候補準備及び政治活動のため、連日、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活であり、現住所地における滞在時間が少なかった。自炊はせず、入浴は湯舟には浸からずシャワーだけだった。洗濯についても現住所地に洗濯機は無く、前住所地において子らの分と合わせて洗濯しており、コインランドリーを使うこともあった。という当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

イ 電気の使用量について

電気の使用量は、令和7年3月7日から3月24日までが72 kWh、3月25日から4月21日までが117 kWh、4月22日から5月22日までが80 kWh、5月23日から6月22日までが85 kWh、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量149 kWh（3月）・128 kWh（5月）（令和6年度東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向実態調査」）よりも少ない。

しかし、上述のとおり、選挙の立候補準備及び政治活動のため、連日、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活であり、現住所地における滞在時間が少なかったという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

ウ ガスの使用量について

ガスの使用量は、令和7年3月7日から4月1日までが5.7 m³、4月1日から5月1日までが8.1 m³、5月1日から6月1日までが7.7 m³、6月1日から7月1日までが4.8 m³、いずれの期間においても、一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量13.6 m³（3月）・8.0 m³（5月）（令和6年度東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向

実態調査」)よりも少ない。

しかし、上述のとおり、選挙の立候補準備及び政治活動のため、連日、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活であり、現住所地における滞在時間が少なかった、また、自炊はしないという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

- (2) 当選人から提出のあった本件期間中の領収書の内容をみると、その内訳の大半がコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストア、飲食店の利用によるものであった。前住所地である安城市での買い物も一定程度はあるものの、提出された領収書の半数以上は西尾市内の店舗のものであって、このことからすれば、現住所地の周辺で飲食や買い物をしていた事がうかがえる。
- (3) 当選人の意見陳述及び提出された陳述書によれば、本件期間中、毎週火曜日に前住所地に宿泊したが、それ以外は2日だけ、具体的には、令和7年4月6日、5月15日だけ前住所地に宿泊した。

この点、当選人の陳述書に記載された行動記録は非常に詳細なものであって、また、当選人の両親の証言並びに前住所地及び現住所地の近隣住人からの聴き取り結果とも矛盾しないものであることからして、当選人の主張には、一定程度の信憑性が認められる。

- (4) 申出人の主張の要旨を示した上で、これについて判断する。

ア 申出人は、当選人が前住所地に居住する子らの面倒をみるために安城市の自宅に立ち回り、子どもの世話をしていた点において、法が二拠点生活を容認していない旨主張する。

当委員会が認定した事実によると、上記当選人の意見陳述及び関係証拠からすれば、当選人は本件期間中、前住所地にほぼ毎日、洗濯等をするために戻っていたものの、毎週火曜日とそれ以外の本件期間中の2日間を除いては、現住所地において寝起きし、入浴もしていた旨陳述しており、当該陳述内容は、関係証拠とも矛盾しないものである。

また、申出人が言う二拠点生活というのは定義が定かではないが、日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができる環境を備えた場所を現住所地以外にも有することを指しているとするのであれば、前住所地は元々居住していた場所であり、現在も子らが日常生活を営む場所であるため、当然に環境は具備していることから、もう一つの拠点たりうると考えることもできる。

拠点が複数存在する場合、どこが生活の本拠であるか判断するに当たっては、上述したとおり、生活の本拠は、その者の生活に最も関係の深い一

般的生活、全生活の中心のことを指し、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討すべきである。また、「選挙に関しては住所は一人につき一か所に限定される」（昭和23年12月18日最高裁判決）とされていることから、選挙権を行使できる場所、つまり住所は一つだけであるとしていると考えられる。

この点、当選人は、ほぼ毎日洗濯等のために前住所地に寄り、週に1日は宿泊しているが、基本的に現住所地で寝起きをしていると陳述している。

したがって、本件期間中の当選人の主たる生活の本拠は現住所地にあるといえる。

よって、申出人の主張は、採用できない。

イ 申出人は、当選人が本件期間中に前住所地に帰り、一泊でも前住所地に泊まった時点で法が定める選挙権を失うことになる旨主張する。

たしかに、当選人は、本件期間中、洗濯や子どもの習い事の送迎のためにはほぼ毎日前住所地にある程度の時間滞在している。

しかしながら、上述したとおり、本件期間中、毎週火曜日と他の2日間以外は現住所地にて入浴、寝起きなどをしている。

以上の事実を前提とすれば、上記1の住所についての判例解釈から、本件期間中に一泊でも前住所地に泊まった場合に、直ちに現住所地が生活の本拠でなくなるという解釈をとることはできない。

よって、申出人の主張は、採用できない。

ウ 申出人は、選挙後の当選人の生活実態は、現住所地にはないから、当選は無効である旨主張する。

申出人から提出された最終意見陳述書には、申出人が興信所に依頼し作成した、令和7年7月14日から同月18日までの間における当選人の挙動を調査した結果報告書が添付されていた。結果報告書から7月15日から7月17日までの3日間連続で前住所地に宿泊していると考えた申出人は、この期間中の当選人の挙動から、本件期間中においても同様の挙動をしていたと主張する。

しかしながら、当選人の告示後、市議会議員の任期が開始したことにより「市議会議員としての身分を取得したこととなり、その後住所を有しなくなったために被選挙権を失ったとしても、もはや市選挙管理委員会又は選挙会において被選挙権の喪失を理由とする繰上補充の手続を執ることはできず、被選挙権を失ったことを理由として議員の職を失うかどうかは、市議会の決定にゆだねられるものと解さざるを得ない」（平成9年8月2

5日最高裁判決）とされている。本件においても当選人は市議会議員の身分を得ていることから、その後の生活実態が現住所地にないと思料することをもって当選の無効を主張することはできないものとする。

したがって、上述のとおり、当選人の本件選挙の被選挙権の要件については本件期間中の居住実態についての検討により判断されるべきものである。

よって、申出人の主張は、採用できない。

なお、申出人が口頭意見陳述及び最終意見陳述書に際して提出した資料については、上述のとおり、本件期間よりも後の期間を対象に作成されたものであるため、採用することはできない。

エ その他

その他、申出人が異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも当選人が現住所地に住所を有しなかったことを直接証明するものではないため、採用することはできない。

- (5) 前述の当選人の主張を踏まえ、以上のことを勘案すると、本件期間中、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、当選人は本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと推認できる。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張は、確認できない。

したがって、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと認定するのが相当であると判断する。

6 結論

したがって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年9月18日

西尾市選挙管理委員会

委員長 高 須 栄 一

（教示）

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査

を申し立てることができる。